

## 引っ越しの際は、住所の異動手続きをお願いします！

**転出届** 引っ越し前の市町村で転出届を提出し、転出証明書を受け取る。



**転入届** 引っ越し先の市町村で住所を変更した日から 14 日以内に転入の手続きをする。

転入の際は「通知カード」、「マイナンバーカード（個人番号カード）」、「住民基本台帳カード」をお持ちください。記載事項の変更を行います。

※住民異動届出時には、窓口に来られた方の本人確認を行っています。運転免許証など官公署が発行した身分証明書を  
ご持参ください。なお、代理人の方は委任状が必要です。

### 3月下旬から4月中旬は、窓口の混雑が予想されます

3月下旬から4月中旬にかけては、住民異動の届出などにより、窓口の混雑が予想されます。ご本人様の住民票の写しなど、各種証明書の発行については、郵便局（立江、赤石、坂野、和田島）においても取扱いできますので、ご利用ください。

※個人番号入りの住民票については、市戸籍住民課のみでの取り扱いとなります。



#### 【お問い合わせ先】

市戸籍住民課（市役所 1 階①番窓口）

☎ 3 2 ・ 2 1 1 2 / FAX 3 3 ・ 2 2 3 4

Mail:kosekijumin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

**最低賃金、確認した？** ホームページ <http://tokushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>  
「業務改善助成金」もご検討ください。詳しくはホームページへ

◎徳島県最低賃金 時間額 740円 【発効日】平成29年10月5日

◎特定最低賃金	時間額	発効日
造作材・合板・建築用組立材料製造業	840円	平成29年 12月21日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	877円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	841円	

#### 【お問い合わせ先】

徳島労働局 労働基準部 賃金室 ☎088・652・9165 / FAX088・622・3570  
または最寄りの労働基準監督署へ